

### 低所得の子育て世帯への給付金

## 令和4年度子育て世帯生活支援特別給付金

新型コロナウイルスの影響を受けている低所得の子育て世帯を支援するため、給付金を支給します。

#### ひとり親世帯

**対象▼**  
①4月分の児童扶養手当を受給しているひとり親世帯などの方(申請不要)

②公的年金を受給している、4月分の児童扶養手当の支給が全額停止されている方(要申請)

③所得制限を超えている方で、新型コロナウイルスの影響で家計が急変し、収入

が制限額以内の水準に下がっている方(要申請)  
※収入要件があります。  
※すでに給付を受けた方は対象外です。

#### 支給方法▼

①児童扶養手当の受給口座に振込  
②申請書に記入した口座に振込

#### ひとり親世帯以外の低所得の子育て世帯

#### 対象▼

①4月分以降の児童手当または特別児童扶養手当を受給している方で、令和4年度

住民税(均等割)が非課税の方(申請不要)

②令和4年3月31日時点で18歳未満の児童(特別児童扶養手当支給対象の障がい児の場合、20歳未満)を養育する父母などで、令和4年度住民税(均等割)が非課税の方(要申請)

③①と②に該当しない方で、新型コロナウイルスの影響で令和4年1月1日以降の家計が急変し、収入が住民税(均等割)非課税相当の水準に下がっている方(要申請)

※収入要件があります。

※すでに給付を受けた方は対象外です。

#### 支給方法▼

①児童手当または特別児童扶養手当の受給口座に振込  
②申請書に記入した口座に振込

#### 共通事項

支給金額▼児童1人につき5万円  
支給時期▼8月下旬以降

申請方法▼給与明細書など収入額の分かるものを添えて申請

※年金を受給している方は、年金額が分かる書類も提出してください。

申請期限▼令和5年2月28日(火)

申請・問い合わせ▼子育て支援課 ☎50-1202

### 子どもの権利を守りましょう

## ヤングケアラーを知っていますか

ヤングケアラーとは、一般に本来大人が担うような家事や家族の世話などを日常的に行っている18歳未満の子どもたちのことをいいます。

学校に行けなかったり、クラブ活動ができなかったり、宿題などの勉強に割く時間が作れなかったりするなど、本来守られるべき子ども自身の権利を侵害されている可能性があります。

周囲に「ヤングケアラー」と思われる子どもがいる場合や、ご自身で悩みを抱えている方は気軽に相談ください。

#### 相談窓口

・児童相談所相談専用ダイヤル(24時間受付)  
☎0120(189)783

・24時間子供SOSダイヤル  
☎0120(0)78310

・子どもの人権110番(平日午前8時30分～午後5時15分)  
☎0120(007)110

・子どもと家族の相談窓口  
☎0120(007)110

・jamhs.w.ori.jp  
☎(7)7531

・中核地域生活支援センターさんねっと  
☎(7)7531

・社会福祉課  
☎(50)1233

### ヤングケアラーはこんな子どもたちです

家族にケアを要する人がいる場合に、大人が担うようなケア責任を引き受け、家事や家族の世話、介護、感情面のサポートなどを行っている18歳未満の子どもをいいます。



障がいや病気のある家族に代わり、買い物・料理・掃除・洗濯などの家事をしている  
障がいや病気のある子どもや高齢者の世話をしている  
障がいや病気のある子どもや高齢者の世話をしている  
目を離せない家族の見守りや声かけなどの気づかいをしている  
日本語が第一言語でない家族や障がいのある家族のために通訳をしている



障がいや病気のある家族の介護やトイレの介助をしている  
障がいや病気のある家族の身の回りの世話をしている  
障がいや病気のある家族の介護やトイレの介助をしている  
障がいや病気のある家族の介護やトイレの介助をしている  
障がいや病気のある家族の介護やトイレの介助をしている

©一般社団法人日本ケアラー連盟 / illustration : Izumi Shiga

### 後期高齢者医療保険料・介護保険料

## 新型コロナウイルスの影響で収入が大きく減った方は減免申請を

#### 後期高齢者医療保険料

新型コロナウイルスの影響により次の要件を満たす方は、申請により減免になります。  
保険料額の決定通知書は、7月下旬に送付予定です。

#### 保険料の全額を免除

新型コロナウイルスにより、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った世帯の方

#### 保険料の一部を減額

新型コロナウイルスの影響により、主たる生計維持者の収入減少が見込まれる世帯の方で、その主たる生計維持者が次の①～③の全てに該当する方

①事業収入や給与収入など、収入の種類ごとに見た本年の収入のいずれかが、昨年と比べて30%以上減少する見込み

②昨年の所得の合計額が1千万円以下

③収入減少が見込まれる種類の所得以外の昨年の所得が合計400万円以下

※減免額は世帯の被保険者や主たる生計維持者の所得額により変わります。

申請期限▼令和5年3月31日(金)

申請・問い合わせ▼国保年金課 ☎(50)1133

#### 介護保険料

新型コロナウイルスの影響により収入が減少した方は、申請により減免になる場合があります。

対象▼次の①または②に該当する方

①新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者が死亡または重篤な傷病を負った第一号被保険者

②新型コロナウイルス感染症により、主たる生計維持者の事業収入、不動産収入、山林収入または給与収入の減少が見込まれ、次の(ア)および(イ)に該当する第一号被保険者

(ア)主たる生計維持者の事業収入などのいずれかの減少額が、前年の額と比べて30%以上減少する見込み  
(イ)収入減少が見込まれる事業収入などに係る所得以外の前年の所得が合計400万円以下

※減免額は世帯や収入状況により変わります。

申請期限▼令和5年3月31日(金)

申請・問い合わせ▼高齢者支援課 ☎(50)1219

### お知らせ

#### 国民年金保険料の臨時特例制度を利用した免除申請

新型コロナウイルスの影響による失業や所得減少などで、収入が下がった方を対象に、臨時特例制度を利用した免除申請を受け付けます。  
免除基準や必要書類など、詳しくは日本年金機構ホームページをご覧ください。

対象▼次の①②の両方に該当する方

①新型コロナウイルスの影響により収入が減少した  
②収入の減少により、免除基準相当までの所得低下の見込みがある

免除対象期間▼申請月から2年1ヵ月前まで

※納付済みの月は除きます。

必要書類▼一般①国民年金保険料免除・納付猶予申請書②所得の申立書

学生①国民年金学生納付特例申請書②所得の申立書③学生証の写し

申請方法▼千葉年金事務所へ郵送または国保年金課へ提出

申請・問い合わせ▼国保年金課 ☎(50)1133

HP <https://www.nenkin.go.jp/service/kokunen/mejio/0430.html>



日本年金機構ホームページ

### お知らせ

#### 第26回市民アンケートを実施します

市政や生活に関する市民の皆さんのご意見を伺うため、「第26回東金市民アンケート」を実施します。市内在住の18歳以上の方から1千500名を無作為に抽出し、アンケート用紙をお送りします。アンケート用紙が届いた方は、回答にご協力をお願いします。

※アンケートの回答で不利益が生じることはありません。

問い合わせ▼企画課

☎(50)1122

